

一般事業主行動計画

医療法人社団 高橋内科

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：職員の仕事と子育ての両立を支援するために、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など育児に関する諸制度の更なる周知を図る。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 諸制度に関するパンフレットを再検討し、作成する。
- 平成 2年 8月～ 出産・育児をする者に対し、諸制度について記載した書面を交付する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間7.5日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 年次有休休暇の取得状況を把握する。
- 令和 2年 4月～ 運営会議において役職者に、取得目標についての周知を図る。
- 令和 2年 4月～ 職員に掲示等を活用し、有給休暇取得について啓発活動を行う。
- 令和 3年 4月～ 取得状況の把握を行うと共に、達成できなかった場合、運営会議において、未達成の原因を分析し改善を行う。以下同様。